

二〇二〇年度政府予算と地方財政計画

其田茂樹

はじめに

いわゆる「骨太2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」のもとでの二年度目の予算編成となる二〇二〇年度であるが、前年度に消費税率の引上げとそれに伴う様々な施策が盛り込まれたため、今年度の予算編成や地方財政対策等は小ぶりの印象を受ける。

会計年度任用職員制度については、二〇二〇年四月から運用され、二〇二〇年度の地方財政対策においても約一七〇〇億円が措置されることとなったが、本稿執筆時点で、個別自治体における基準財政需要額にどのように反映されるかについては明らかにっていない。

この点も含めて、以下、政府の二〇二〇年度予算と地方財政計画（対策）を確認しておきたい。

1 「骨太2019」、概算要求、税制改正、二〇一九年度補正予算

(1) 予算編成の過程

内容に入る前に、政府における予算編成過程を

簡単に整理しておこう。

次に触れる「骨太」すなわち「経済財政運営と改革の基本方針」は、次年度予算編成に向けた基本的な方向性を示すものである。それを踏まえて「概算要求に当たつての基本方針については」が閣議了解（二〇二〇年度予算については、二〇一九年七月三十一日）される。

これに従い各省庁による要求が出そろう（同、九月五日）。このとき、一般会計の要求・要望額に加えて財政投融资への要求も提出される。その後、「予算編成の基本方針」が閣議決定（同、二月五日）された後、政府の予算案が閣議決定される（同、二月二〇日）。閣議決定された予算案は国会に提出され、その同日に「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」が閣議決定される（二〇二〇年一月二〇日）。

(2) 「骨太2019」と概算要求基準

「骨太2019」において強調されているのは、「Society5.0」である（副題は、「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦）。Society5.0とは、いかなる社会であろうか。内閣府等のウェブサイトで確認すると、狩猟

社会、農耕社会、工業社会、情報社会の次に来る社会をこのように呼んでいるようであり、「超スマート社会」という表現もあるようだ。いずれにしても、このような時期区分は歴史が判断するものであると思われる、新時代が到来したかのようなイメージを植え付けてはいるが、施策に目新しさはない。

第二章には、まさに「Society5.0」時代にふさわしい仕組みづくり」が掲げられるが、内容は、「成長戦略実行」、「人づくり革命、働き方改革、所得向上策」、「地方創生」等、第二次安倍政権以降の施策が列挙されている。

それは、第三章「経済再生と財政健全化の好循環」にも反映されており、「骨太2018」に掲げた広く国民各層の意識改革や行動変容につながる取組（「インセンティブ改革」、「見える化」、「先進・優良事例の横展開等」、「公的サービスの産業化」）を引き続き、加速・拡大する旨等が記載されている。

Society5.0との関係では、「地方自治体のデジタル化の推進」が掲げられている。これまで、「公的サービスの産業化」としてわかりやすく、民間企業のノウハウを導入することが

前面に押し出されていたが、システムの標準化を行い、AIやRPAを導入することがより強調されているように思われる。

一方で、二〇一八年一月二十九日に英国のハモンド財務大臣が予算演説において今後の新規案件に対しPFI手法等を用いない旨を述べているにもかかわらず「骨太」には推進の方針一辺倒である。ハモンド氏の演説では、PPPは用いる（事業への民間資金等の活用は推進する）旨も併せて述べられているものの、イギリスのPFIを範としてきた日本において政府が、積極的にこの演説や英国の状況を検証せずに推進するのは、PDC AやEBPM等の考え方からも違和感が残る。

(3) 二〇一九年度補正予算

二〇二〇年度予算の閣議決定の同日に二〇一九年度補正予算も閣議決定、国会に提出されている。例年のこととなっているが、補正予算の一部は、次年度予算の事業を一部前倒して実施するものである。

政府の「令和二年度予算編成の基本方針」には、この点について、「『一五カ月予算』の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パリオリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された『安心と成長の未来を拓く総合経済対策』（令和元年一月五日閣議決定）に基づき、

令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算、令和二年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。」との説明がなされている。

財政法第二九条は、「内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。」としている。すなわち、「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合」と「予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合」である。

今回の補正予算では、税収を減額するという補正（減収分は特例公債で補てん）が行われている。このように、国税の収入に減額補正がなされる際には多くの場合、その国税は地方交付税の原資となっており（今回の補正では、所得税、法人税、消費税が減額補正される）、当初予算の税収を前提に配られる地方交付税はいわば「過払い状態」となり、翌年度以降の地方財政対策等に際してその精算が必要となる。今回は二〇二一年度以降一〇年間に分割して六四九六億円を精算する。

追加される事業については、二〇一九年二月五日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の実行に伴う国費（四兆三〇三〇億円）と国際分担金等の追加財政需要（一六九二億円）の四兆四七二二億円の規模となる。

具体的には、Ⅰ・災害からの復旧・復興と安全・安心の確保（二兆三〇八六億円）、Ⅱ・経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援（九一七三億円）、Ⅲ・未来への投資と東京オリンピック・パリオリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上（一兆七七一億円）からなるものである（図表1）。

財政法が補正予算の要件としている「特に緊要となつた経費」という観点からみると、これらの支出でふさわしいのは、Ⅰのうち、公共土木施設等の災害復旧等事業（四八五九億円）、道路掘削や堤防のかさ上げ・補強等の台風一五号及び一九号を受けた治水対策（二四三七億円）などといった災害への対応などであろう。

「一五カ月予算」については、景気対策などの面で有効であるという評価の一方で、補正予算本来の役割から逸脱し、通常の予算として盛り込むべきものを比較的注目度の低い補正予算として計上することにより、必要な議論を避けているのではないかと批判も可能である。

二〇一九年度補正予算のうち最も違和感が大きいのは、Ⅰに盛り込まれている自衛隊の安定的な運用体制の確保（三七八三億円）である。「安定

(図表 1)

令和元年度補正予算(第1号)の概要

■ 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(12月5日閣議決定)の実行に伴う国費	4兆3,030億円
I. 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保	2兆3,086億円
1. 自然災害からの復旧・復興の加速	6,907億円
2. 防災・減災、国土強靱化の強力な推進	8,557億円
<small>(注) 3. 「国民の安全・安心の確保」などに整理している事業を含め、国土強靱化関係予算全体で1兆1,520億円を確保。</small>	
3. 国民の安全・安心の確保	7,621億円
II. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援	9,173億円
1. 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための環境整備	3,847億円
2. 海外展開企業の事業の円滑化	1,118億円
3. 農林水産業の成長産業化と輸出力強化の加速	3,428億円
4. 地方創生の推進強化	693億円
5. 就職氷河期世代への支援	86億円
III. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上	1兆771億円
1. Society5.0やSDGsの実現に向けたイノベーションと社会実装の促進等	4,833億円
2. Society5.0時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備	2,983億円
3. 外国人観光客6,000万人時代を見据えた基盤整備	305億円
4. 生産性向上を支えるインフラの整備	1,016億円
5. 切れ目のない個人消費の支え	1,634億円
■ このほか、国際分担金等の追加財政需要が1,692億円あり、合計で4兆4,722億円の歳入追加。	
■ 歳入追加の財源は、既定経費の減額、前年度剰余金、建設公債の追加等に対応。その際、財政法第6条で公債の償還財源とされている前年度剰余金1/2を活用するため、来年の通常国会冒頭に、補正予算閣議連立法案として、「平成30年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(仮称)」を提出予定。	
■ 上記とは別に、令和元年度税収の減を受けて、特例公債2兆2,297億円を追加。	

(出所) 財務省ウェブサイトより引用

的な「運用体制は本来、当初予算で確保されるべきものである。ところが、近年の補正予算にはこのような項目が毎年のように盛り込まれている。

二〇一一年度補正「自衛隊活動復旧経費等(一八八六億円)」

二〇一二年度補正「変化する安全保障環境に適応した防衛力整備(六〇五億円)」

二〇一三年度補正「自衛隊の運用態勢の強化(四三二億円)」

二〇一四年度補正「自衛隊の安定的な運用態勢

防衛施設の円滑な運営の確保等(七九四億円)」

二〇一五年度補正「自衛隊の災害対処能力・安定的な運用態勢の確保(九七九億円)」

二〇一六年度第二次補正「自衛隊の安定的な運用態勢の迅速な強化(二一七億円)」

二〇一七年度補正「一層厳しさを増す我が国周辺

の安全保障環境等に対応するための自衛隊の運用態勢の確保(一三六六億円)」

二〇一八年度第二次補正「自衛隊の運用態勢の確保、隊舎整備による環境改善等(三八六七億円)」

二〇一九年度補正「自衛隊の安定的な運用態勢の確保(三七八三億円)」

このほか、サポカー補助金(二二二九億円)、児童生徒一人一台のPC確保(二二一八億円)、氷河期支援(三〇億円)などが盛り込まれている。これら三つの施策を合計しても自衛隊の安定的な運用体制の確保に及ばないことを留意しておこう。

(4) 二〇二〇年度税制改正大綱と税収

二〇一九年一二月二〇日には、政府の税制改正大綱も与党税制改正大綱と同じ内容で閣議決定されている。報道は政府の閣議決定よりも、与党の

大綱が明らかになった時点で多い。

財務省ウェブサイトにある「令和二年度税制改正の大綱の概要」の冒頭をみると、「持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、

全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA(少額投資非課税)制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや、所有者不明土地等に係る固定資産税の

課題への対応、納税環境の整備等を行う」とある。消費税が増税され、地方の法人課税の大きな変更(地方法人税の税率引上げ・法人住民税法人税

割の税率引下げ、地方法人特別税の廃止・特別法人事業税の創設)などが実施された二〇一九年度の税制改正大綱と比較すると、改正内容は小幅な印象を受ける。

ひとり親家庭の子どもに対する税制として、所得税の寡婦(夫)控除の適用を未婚のひとり親にも拡大しつつ寡婦と寡夫での差もなくなす(一方で事実婚は対象外)が注目された。この措置は、二〇二一年度分以後の個人住民税において適用されることとなる。

地方税関係の税制改正では、所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応として、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間に

おいて、現に所有している者(相続人等)に対し、

市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができる」とし、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることが盛り込まれた。

電気供給業に係る法人事業税について、二〇二〇年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源を確保しつつ発電・小売電気事業に係る課税方式を見直すこととした。これまでは、資本金の規模の関わらず、収入割一・三%であったものを、改正後は、資本金一億円超の法人については、収入割一〇・五%、付加価値割〇・三七%、資本割〇・一五%と、同一億円以下の法人については、収入割一・〇五%、所得割一・八五%と改正するものである(図表2)。

また、活用状況が低調であるといわれる「企業版ふるさと納税」については、寄付額の約三割を損金算入できるほか、税額控除を現行の三割(法人住民税+法人税二割、法人事業税一割)から六割(法人住民税+法人税四割、法人事業税二割)に拡充しつつ適用期限を五年間延長する。

税収の見積もりをみると、二〇一九年度補正予算によって税収の減額補正を行った所得税(源泉所得税)、法人税、消費税について、所得税と法

(図表2)

税率区分	(改正前)	(改正後)
資本金1億円超の法人	<収入割> 1.3%	<収入割> ⇒ <付加価値割> 1.05% 0.37% <資本割> 0.15%
資本金1億円以下の法人等	<収入割> 1.3%	<収入割> ⇒ <所得割> 1.05% 1.85%



(出所) 経済産業省ウェブサイトより作成

(図表3)

2020年度租税及び印紙収入概算

(単位:億円)

税目	2020年度概算額	補正後 →20年度	2019年度 補正後	当初→補正後	2019年度当初
源泉所得税	162,090	4,690	157,400	△ 8,700	166,100
申告所得税	33,200	△ 40	33,240	0	33,240
(所得税計)	195,290	4,650	190,640	△ 8,700	199,340
法人税	120,650	3,500	117,150	△ 11,430	128,580
相続税	23,410	80	23,330	1,010	22,320
消費税	217,190	26,570	190,620	△ 3,300	193,920
酒税	12,650	△ 60	12,710	0	12,710
たばこ税	9,140	250	8,890	0	8,890
揮発油税	22,040	△ 990	23,030	0	23,030
石油ガス税	60	△ 10	70	0	70
航空機燃料税	540	20	520	0	520
石油石炭税	6,550	△ 520	7,070	0	7,070
電源開発促進税	3,150	△ 150	3,300	0	3,300
自動車重量税	3,930	170	3,760	0	3,760
国際観光旅客税	540	40	500	0	500
関税	9,460	△ 150	9,610	△ 730	10,340
とん税	100	△ 10	110	0	110
印紙収入	10,430	△ 60	10,490	0	10,490
一般会計分計	635,130	33,330	601,800	△ 23,150	624,950

(注) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(出所) 財務省ウェブサイトより作成。

人税は二〇一九年度当初ほどの税収は見込めないものの補正後の税収は大きく上回り、消費税収は、税率引上げが通年化したこと増収を見込んでいる(図表3)。これらの結果として、税収全体では二〇一九年度を上回る規模を見積もっているが、強気過ぎるのではないかと印象は否めない。

地方税に関しては、道府県、市町村とも法人住民税法人税割の減収が大きくなっている。これは、消費税率の引上げに伴い、地方法人税率の引上げ

(Ⅱ法人税割の引下げ…道府県分三・二%から一・〇%、市町村分、九・七%から六・〇%)が実施されたことによる影響が大きい。

2 二〇二〇年度政府予算の概要

(1) 予算のポイント

ここでようやく二〇二〇年度政府予算を検討することになる。とはいえ、実は主要な歳入である

ところの税収については、前節で触れた。したがって、ここでは、政府予算の歳出を中心にみていく。なお、二〇二〇年度政府予算、地方財税対策等については、『月刊自治研』二〇二〇年二月号もご参照いただきたい。

財務省ウェブサイトにある、「令和二年度予算のポイント」をみると、「消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政再建を両立する予算」としている。さらに、個別に取り上げている施策をみると、「社会保障の充実」として高等教育の無償化、幼児教育・保育の無償化等が挙げられている（図表4）。

次に、「経済対策の着実な実行」として、補正予算に加え、本予算で臨時・特別の措置を計上し、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えて、個人消費や投資を切れ目なく下支えするものとして、キャッシュレス・ポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化策等が挙げられている（図表5）。

こうした臨時・特別の措置は、二〇一九年度予算においても導入されていた。引き続き、これらの措置を導入することが、「オリ・パラ」後の需要変動にどの程度影響が生じるかには疑問も残る。金額において大きな規模を占めるのは公共事業であること、キャッシュレス化の推進と需要減少の防止とは本来別の政策であること等の批判はこれまでもなされているし、さらに、マイナンバーカード

の普及促進をも経済対策に盛り込むことも賛否が分かれると思われる。

二〇二〇年度の臨時・特別の措置は、一兆七七八八億円となる。二〇一九年度のそれは二兆二八〇億円にのぼり、年度の途中で引上げられた消費税率がもたらす増収分（これは、社会保障の充実に使われる）を上回るものとなり、財政運営を厳しくするものであった。

「歳出改革の取組の継続」として、「骨太2019」第三章に掲げられた「新経済・財政再生計画」

消費税率引上げ（8→10%）に伴う社会保障の充実

（主なもの）	令和2年度	
	公費	国費
幼児教育・保育の無償化（2019年10月～） ・ 全ての3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等の費用を無償化	8,858億円 （+4,976億円）	3,410億円 （+1,878億円）
高等教育の無償化（2020年4月～） ・ 住民税非課税世帯等の学生を対象に、大学、短大等での学びへの支援を拡充	5,274億円 （+5,274億円）	4,882億円 （+4,882億円）
待機児童の解消（保育の受け皿拡大・保育士の処遇改善）	722億円 （+186億円）	358億円 （+93億円）
年金生活者支援給付金の支給（2019年10月分～） ・ 低年金の高齢者等に対し、基準額 年6万円（月5万円）を支給	4,908億円 （+3,049億円）	4,908億円 （+3,049億円）
低所得高齢者の介護保険料の負担軽減の更なる強化（原則2019年10月～）	1,316億円 （+671億円）	663億円 （+336億円）
予防・健康づくりの取組の抜本的強化 ・ 都道府県・市町村における予防・健康づくり事業の推進等のための交付金	700億円 （+700億円）	700億円 （+700億円）
医師の働き方改革の推進（基金分） （診療報酬での特例対応分）	143億円 （+143億円） 126億円 （+126億円）	95億円 （+95億円） 88億円 （+88億円）
医療情報化支援基金の拡充 ・ 医療機関におけるマイナンバーカードの健康保険証としての利用を促進	768億円 （+468億円）	768億円 （+468億円）

（出所）財務省ウェブサイトより引用

（図表5）

臨時・特別の措置の概要

（国費 1兆7,788億円）

<p>キャッシュレス・ポイント還元事業（2,703億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年10月の消費税率引上げの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元事業を、令和2年6月未まで着実に実施。 ・ 具体的には、中小小売業等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%（または2%）のポイントを還元。
<p>マイナンバーカードを活用した消費活性化策（2,478億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た令和2年9月から令和3年3月までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施。 ・ 具体的には、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した者が、民間キャッシュレス決済サービスを用いて前払い等をした場合、「マイポイント」（2万円の前払い等に対し5,000ポイント）を付与。
<p>すまい給付金（1,145億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローン減税の効果が限定的な所得層に対し、住宅取得に係る消費税負担を緩和するため、収入に応じ「すまい給付金」を給付（最大50万円）。
<p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実行（1兆1,432億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、平成30年12月に策定した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、3年目に当たる令和2年度においても着実に実行。
<p><2020年度3か年緊急対策の主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川における堤防決壊時・洪水時の危険性に関する緊急対策、海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策 ・ 農業水利施設、ため池、治山施設、漁港、農業用ハウス等の強靱化 ・ 学校施設、医療施設、社会福祉施設の耐震化等 ・ 災害リスク情報の整備が不十分な地方公共団体における土砂災害ハザードマップの作成加速

（出所）財務省ウェブサイトより引用

の着実な実行等を掲げている。財務省ウェブサイトに掲載された資料には、「安倍政権発足以来、国債発行額を八年連続で減額」とあるが、これは、当初予算ベースのことであって、実績で見ると、二〇一七年度以降三年連続の増加となっている。この旨は、国会の論戦の場でも示されている。今年度の当初予算ベースでは、二〇一九年度の補正後と比較して四・五兆円の減となっているが、先に見た強気の税収見積みからして、税収の下振れも考えられるため、二〇一九年度のような税収

(図表6)

主要経費別内訳(臨時・特別の措置を除く)

	令和2年度予算 (当初)	令和2年度予算	増減額	増減率	備考
一般歳出	599,359	617,184	+17,825	+3.0%	
社会保障関係費	340,627	358,121	+17,495	+5.1%	
文教及び科学振興費	53,683	53,912	+229	+0.4%	
うち科学技術振興費	13,378	13,565	+187	+1.4%	
恩給関係費	2,097	1,750	▲347	▲16.6%	
防衛関係費	52,066	52,625	+559	+1.1%	中期防対象費: +1.1%
公共事業関係費	60,596	60,669	+73	+0.1%	
経済協力費	5,021	5,123	+102	+2.0%	
(参考)ODA	5,566	5,610	+45	+0.8%	一般会計全体のODA予算は5年連続の増
中小企業対策費	1,740	1,723	▲17	▲1.0%	景気回復を反映した信用保証制度関連予算の減: ▲27億円 等
エネルギー対策費	9,104	9,008	▲97	▲1.1%	エネルギー特金の剰余金等の増加を踏まえた繰入の減: ▲81億円 等
食料安定供給関係費	9,816	9,832	+17	+0.2%	
その他の事項経費	59,609	59,422	▲188	▲0.3%	
予備費	5,000	5,000	-	-	
国庫費	235,082	233,515	▲1,567	▲0.7%	金利の低下による利払費の減等
地方交付税交付金等	159,850	158,093	▲1,758	▲1.1%	一般会計総額を前年度と実質的に同水準を確保。
合計	994,291	1,008,791	+14,500	+1.5%	

【注1】 一般会計予算額は、非経常経費(臨時・特別の措置)を除く。【注2】 国庫費は、それ以外の繰入金によるもので、臨時・特別の措置を除く。【注3】 一般会計総額は、一般会計歳出総額(国庫費及び地方交付税交付金等)を指す。

(出所) 財務省ウェブサイトより引用

の減額補正とそれを補填する特例公債発行が生じる可能性もあり、実績ベースでの増勢を食い止められるかも不透明であると思われる。

次に、主要経費別の内訳等を検討してみよう。

(2) 主要経費別内訳、その他

社会保障関係経費は前年度の三・〇%増から五・一%増と増税分を活用した施策の展開により伸びが大きくなっているように思われる(図表6)。

の、前年度の1・3%から伸び率が縮み、防衛費は、前年度も中期防対象経費は、十一・一%で変わらないが、政府専用機(▲二五・一億円)や岩国への空母艦載機移駐(▲一九四億円)の経費により伸びを〇・三%と抑えていた。中小企業対策費は、下落幅は小さくなったものの引き続き下落している一方で、食料安定供給関係費については、前年度の一・一%の減から〇・二%とはいえ増加に転じている。

次節で見る地方財政対策上では、地方交付税は増額としているものの、二〇一九年度当初予算に比べて地方交付税法上の原資となる国税については、税収が伸びないものも含まれるのでここでの地方交付税交付金等が減少となっていることにも留意しておこう。

本稿では、十分に議論できていないが、薬価を引き下げつつ診療報酬を引き上げるのも近年取られている手法である。

新聞各紙に掲載されている識者のコメントにおいても、財政規律の緩み、甘い税収見積もりを指摘するような比較的厳しいものが目立った。東北学院大学の佐藤滋准教授は、現状を「少子高齢化の進展や経済的不平等の拡大など、私たちは社会保障と税との関係を見直す歴史的な局面に立っている」としつつ、「増税の選択肢が消費税のみに不合理に狭められたために、野放図な歳出拡大の一方で財政再建が進展し、これに大規模な金融緩和が追隨するという形で財政運営は混乱を極めて

いる」としている。以下に、政府資料による各分野の特徴を掲げておきたい(図表7)。

3 二〇二〇年度地方財政対策の概要(通常収支分を対象として)

(1) 規模と一般財源総額等

「令和二年度地方財政対策の概要」「令和二年度地方財政対策のポイント」は、二〇一九年二二月二〇日に公表されている。

地方財政対策とは、見込まれる地方税、法定率分の地方交付税、国庫支出金、建設地方債等を積み上げてお不足する財源をどのように手当てするかについて、財務大臣と総務大臣の折衝によって決定されるものである。ただし、地方法人税は、その税収が、譲与税配付金特別会計に直入されることから、あらかじめ地方財政対策の原資とみなされる財源であるも考えられるということに留意する必要がある。

その後、各省から支出される国庫支出金などの詳細も含めた形で、地方交付税法第七条「内閣は(中略)翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。」を根拠に閣議決定され、国会に提出されるのが地方財政計画である。地方財政計画策定の過程において全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議が開催され、総務省から「令和二年度の地方財

(図表7)

令和2年度予算における各歳出分野の特徴①

<p>【社会保障】※社会保障の充実を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 診療報酬改定・薬価等改定について、診療報酬は+0.55%（うち消費税財源を活用した特例的な対応+0.08%）、薬価は▲0.98%、材料価格は▲0.02%とする。 ○ 診療報酬のプラス改定（特例分除く+500億円程度）等を行いつつ、介護納付金の総額削減の導入（▲600億円程度）等の制度改革の着実な実施や薬価等改定の効果（▲1,100億円程度）等により、社会保障関係費の実質的な伸びについて、高齢化による増加分におさめるとの方針を達成（+4,111億円）。 ○ 自立相談支援機関の機能強化による就職氷河期支援や児童相談所一時保護所の体制充実等の児童養護・虐待防止対策を強化。また、足元の物価状況等を勘案し、+0.2%の年金改定の見込み。 <p>【教育・科学技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税率引上げによる財源を活用し、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して高等教育の無償化を2020年4月から開始。あわせて、年収590万円未満世帯を対象とした私立高校授業料の実質無償化を2020年4月から開始。 ○ 国際宇宙探査（ゲートウェイ構想等）に向けた研究開発（70億円）、令和2年度に初号機を打ち上げるH3ロケットや次世代人工衛星の開発（380億円）等を推進。 <p>【公共事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業関係費について安定的な確保（6兆669億円）を行い、その中で、河道掘削や無電柱化、インフラの老朽化対策などについて新たに個別補助制度を創設し、防災・減災、国土強靱化への重点化を推進。 <p>【農林水産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業従事者が国内外の消費者ニーズに合った作物を生産できるよう、米の転作支援のための交付金について、野菜・果樹など高収益作物への転換支援を拡充。 ○ 来年度4月に創設される政府の司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の下、産地と輸出会社のマッチング支援やE.U・米園輸出向け食品加工施設等の整備など輸出現場整備を推進（95億円）。 <p>【エネルギー・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料電池自動車の普及促進や革新的燃料電池の研究開発など水素社会の実現に向けた取組を推進（700億円）。 ○ 窒化ガリウムを活用した半導体（消費電力が従来の1/6）などCO2排出量の大幅削減に向けた技術開発・社会実装を推進（83億円）。

令和2年度予算における各歳出分野の特徴②

<p>【外交・防衛】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ G20大阪において支援を表明したグローバル・ファンドなど国際分担金・拠出金の予算を手当てしつつ、ODAについて一般会計、事業費とも増額（+45億円(+0.8%)、+626億円(+2.7%)）。 ○ 中期防対象経費について、「中期防衛力整備計画」を踏まえ実質+1.1%の伸びを確保し、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域における能力の強化など、多次元統合防衛力の構築を推進。 <p>【警察・海保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における良好な治安確保やテロの未然防止等のための資機材等の整備（249億円）など、警備体制を充実。 ○ 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、補正予算とあわせ、尖閣・大和堆に対応するための大型巡視船を中心に体制を強化（2,254億円）。 <p>【地方創生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方創生のための交付金（1,000億円）について、自動運転車・ロボット等の新技術を活用する取組への支援を強化するとともに、企業版ふるさと納税等の自主財源を用いた事業を優先的に選定し、地方の稼ぐ力を高める。 <p>【観光】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪日客4000万人達成に向け、国際観光旅客税収（540億円）を活用し、空港における最先端のストレスフリー環境（搭乗手続の「顔」/「声」等）を整備するとともに、ナイトタイムやスノーリゾートといった観光資源の有効活用を促進。 <p>【復興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興期間10年間の総仕上げと福島の本格的な復興・再生に向け、被災地のニーズにきめ細かく対応。 ○ 令和3年度以降の当面5年間の事業規模（1兆円台前半）と財源を整理し、今後必要となる事業を確実に実施。（※平成23年度～令和7年度までの15年間の事業規模・財源：3.2兆円台後半） <p>【地方財政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方団体に交付される地方交付税交付金は16.6兆円（+0.4兆円）。一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行を縮減（▲0.1兆円）。地方法人課税の偏在是正による財源を活用し、地域社会再生事業費を創設（0.4兆円）。
--

(出所) 財務省ウェブサイトより引用

政の見直し・予算編成上の留意事項等について」（かつては「地方公共団体の予算編成に係る財政課長内かん」と呼ばれていた）が提示されるのが通例であり、二〇二〇年一月二十四日に開催された。二〇二〇年度の地方財政の見直し・予算編成上の留意事項等については、「一、現在令和二年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政

の見直し・予算編成上の留意事項等について、別紙の通りお知らせいたします。」とある。高市早苗総務大臣は、地方財政対策関係の記者会見において、一般財源総額について、前年度を〇・七兆円上回る六三・四兆円を確保することができたこと、地方交付税については、前年度を〇・四兆円上回る一六・六兆円を確保しつつ、臨時財政対策債については、前年度から〇・一兆円減の言及している。地方財政対策関係の資料をみても、

全般的には「健全な」形をしているといえそうなものである。

地方財政対策時における地方財政計画の規模については、九〇兆七四〇〇億円程度（二〇一九年度比十一兆一五〇〇億円程度、十一・三％程度）、地方一般歳出については七五兆八五〇〇億円程度（同十一兆七三〇〇億円程度、二・三％程度）、一般財源総額については六三兆四三一八億円（同十七二四六億円、十一・二％）、うち、水準超経費（不交付団体における基準財政収入額の基準財政需要額からの超過分を地方財政計画上の経費に計上してバランスさせている）を除くと、六一兆七五八億円（同十一兆七四六億円、十一・八％）となっている。

いずれでみても、地方財政計画全体の規模や一般財源等については前年度を上回るものとなっており、「総額確保」という観点等からも高市大臣が「地方団体にも評価していただけるものだと考えております」と胸を張るのもうなずけるものであろう。

地方交付税についても、二〇一九年度に七年ぶりの増加となったが、その増加が継続したことになる。とはいえ、二〇二二年度の地方交付税が一七・五兆円であったことからすると、この間の地方自治体が負うべき仕事の増減と地方税収の推移を考慮した上で、個別自治体に対する財源保障の機能を十分に果たしているかを検証する必要があると思われる。二〇一九年度補正予算のように税

取に減額補正が加わる場合、当初予算を前提に公布された地方交付税交付金がいわば「過払い」状態となるため、それを後年度の地方交付税で精算する必要がある。前述のとおり、この六四九六億円については、二〇二一年度以降一〇年間に分割して（各年度六五〇億円）精算される。

財源不足額は、四兆五二八五億円となり、二〇一九年度よりも一八三億円（二・七％）の増加となった。二〇一九年度には二〇一八年度比一兆七六八一億円（二八・六％）の減と大きく減少したが二〇二〇年度はやや拡大したことになる。

臨時財政対策債は、三兆一三九八億円となり二〇一九年度と比較して一一七一億円（三・六％）の減少となった。財源不足額について、二〇一九年度に続き折半対象財源不足は生じていない。そうなれば、新規の財源調達としての臨時財政対策債は不要となるのだが、これまでに発行した臨時財政対策債の元利償還分として、上のような金額が発行されることとなった。

このような一見厳しい状況の中で、それなりに充実した地方財政対策となった背景には、他の国税減収を消費税増税が支えたという側面が大きいと思われる。増税が通年化する二〇二〇年度には、消費税収の増加は見込まれるものの、景気の動向次第では所得税、法人税等の税収は今年度以上に落ち込むことも考えられる。

このほか、二〇一九年度は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用として一〇〇

〇億円が用いられたが、二〇二〇年度は、森林環境譲与税の原資としてこの金利変動準備金が用いられることとなった。

(2) 地方税収、地方譲与税、地方特例交付金等

次に、地方税を中心に、財源不足への対応以外の地方歳入について検討しよう。二〇一九年一月二〇日に公表された「令和二年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）」をみると、地方税収の伸びは、七七四四億円となっている。地方財政対策／計画では十七七三三億円と若干のずれを生じているが、これは、地方財政対策を紹介する際に用いた数値が通常収支分のみであるのに対し、「令和二年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）」では東日本大震災分も合算していることによる。さらに、これをみると、二〇一九年度は、消費税率が引き上げられることにもなう税制改正の影響を引き続き受けていることがよく分かる。

顕著なのは、車体課税に係る改正である。自動車取得税が廃止され、自動車税が環境性能割と種別割へと再編された。また、地方譲与税関係においても地方譲与特別譲与税が廃止され特別法人事業譲与税が新設されている。森林環境譲与税について、二〇二〇年度は二倍の譲与額となっているが、この点については後述する。

(3) 会計年度任用職員制度と地方財政対策

ここからは、話題を歳出に移そう。会計年度任用職員制度の導入は、多くの自治体にとつて非常に高い点であると思われる。しかし、地方財政対策概要資料をみても「会計年度任用職員制度が令和二年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費（単独）等に計上」とあるのみである。なお、具体的な金額は、一般行政経費（単独）一六九〇億円、公営企業操出金四八億円となっている。

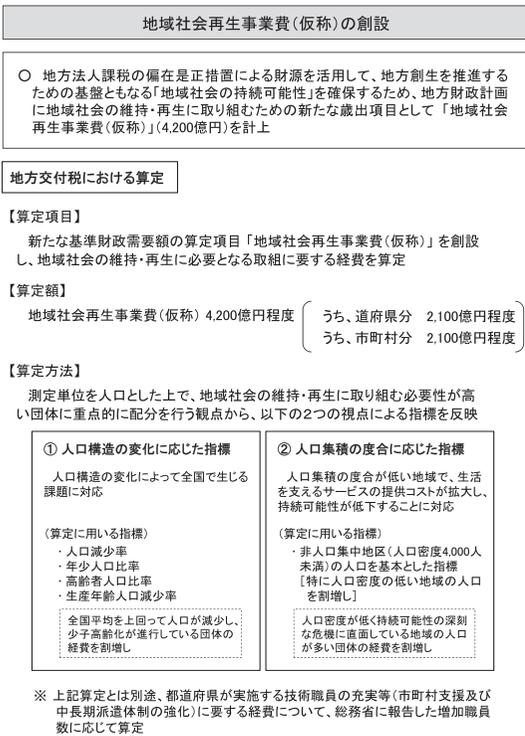
高市早苗総務大臣は地方財政対策の記者会見にて、記者からの質問に応じる形で「来年度から、会計年度任用職員制度が施行されることとなりまして、新たに期末手当などを支給することになります。／これまで、地方団体に対して、所要額に関する調査を行ってまいりました。その結果を踏まえまして、地方財政計画において一七〇〇億円程度を増額計上し、必要となる一般財源を確保しております。／ご安心をいただいて、地方公共団体では、当該制度の円滑な移行に取り組んでいたと思いますが、期待いたしております。」と述べているが、その「調査」についての詳細も明らかにしておらず、一般行政経費（単独）に計上するということは、何らかの形で地方交付税算定上の基準財政需要額に盛り込むことになるが、その具休像も現時点では示されていない。

総務省は、二〇一九年三月二十八日「会計年度

任用職員制度の準備状況等に関する調査」の結果について」において、「調査結果では、改正法施行後にパートタイム勤務、フルタイム勤務のいずれも減少する見込みとなっている。これは、主に短い任期の統合や職の整理によるものと考えられるが、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることや、移行について合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることとは改正法の趣旨に沿わないものであること。／また、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資することから、職務の内容等に応じて積極的な活用を検討すること。」としているが、実際には、抑制的な運用を予算編成方針で求めている自治体も少なからず見受けられ、任用は原則パートタイム、経費増を避けるために手当支給は行いが月額報酬を切り下げる、勤務時間を削減するなどの運用を行っているケースも多いようである。

道内自治体の予算編成方針においても、「歳出では会計年度任用職員制度施行に伴う経費や社会保障費などの増加により、一般財源の不足が見込まれる」といった問題意識を示している事例や、「会計年度任用職員については、職員課と調整の上、必要最小限の予算要求を行うこと」としている事例もある。

〔図表8〕



〔出所〕 総務省ウェブサイトより引用

原則は、財政措置のいかんにかかわらず、現状の勤務形態を勘案してフルタイム・パートタイムを選択し、それぞれに付与すべき手当を付与する前提で予算編成が行われるべきところであると思われるが、厳しい財政状況を背景とした非正規職員や正規の人員費の抑制が求められる傾向は強まっているように思われ、各自自治体の動向を注視する必要がある。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費の確保、地域社会再生事業費（仮称）の創設

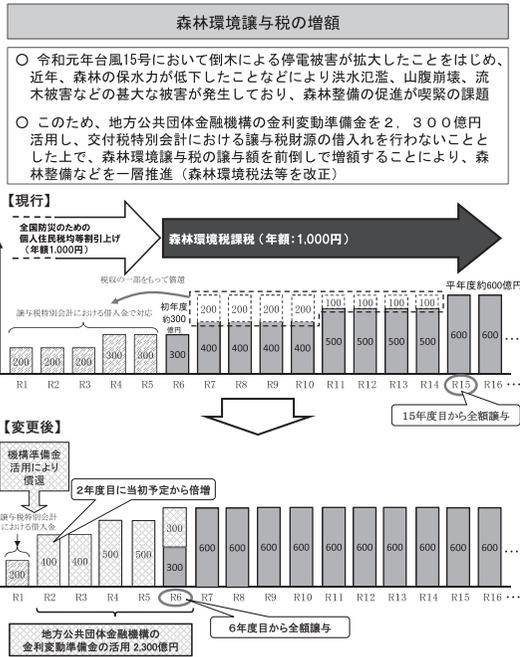
前者については、第二期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる二〇二〇年度においても引き続き、一兆円を確保することとしたものである。

ただし、地方交付税の算定においては、徐々に「取組の必要度」から「取組の成果」へとシフトしていくことにより、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として後者の「地域社会再生事業費（仮称）」(四二〇〇億円)を計上するものである〔図表8〕。

(5) 森林環境譲与税の増額

地方財政対策の概要における説明の冒頭には、「令和二元台風一五号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題」とある。因果関係を完全に否定するものではないが、森林経営管理法は、主目的を「林業の成長産業化」としていたと思われる。しかも、最初の譲与は二〇一九年九月にな

(図表9)



(出所) 総務省ウェブサイトより引用

「地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるような、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）するというものである。

後者については、緊急防災・減災対策事業費の対象事業として、指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）、洪水浸水想定区域等からの消防署移転を追加し、経過措置として二〇二〇年度までに建設工事に着手した事業については、二〇二一年度以降も現行と同様の地方財政措置（充当率一〇〇％、元利償還金に対する交付税措置率七〇％）を講ずるほか、緊急自然災害防止対策事業費の対象事業に二〇二〇年度から道路防災（法面、盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）、農業水利施設的安全対策（用水路・ため池の防護柵等）を適用し

されたばかりで、具体的な事業内容について検証することも難しい状況での倍増は、唐突であった（図表9）。

このように、「地方公共団体金融機構の金利変動準備金を二三〇〇億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととして、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）」するものである。

そもそも、「譲与税」を税の課税以前に導入すること自体異例であるが、さらに、このような変更が加えられることとなった。地方財政対策における金利変動準備金の活用に関しても、その都合よく手当てできる財源という扱いに見える

が、それでよいのかどうかの検証が必要であるように思われる。

さらに、譲与基準の三割が人口によるため、この森林環境譲与税を最も多く受け取る自治体は、横浜市ということになる。譲与基準の変更等がなされず、横浜市の森林環境譲与税が二倍になったところで防災につながるような森林整備が短期間で進むとも考えられない。北海道内自治体の二〇一九年九月譲与分（一年度分の約半分、残りは三月に譲与）を確認しておこう（資料）。

(6) 緊急浚渫推進事業費（仮称）の創設、緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

前者は、「令和元年台風第一九号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要」であることから、「地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるような、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）するというものである。

浚渫事業のような維持管理費に関しては国庫補助等の対象事業となつてこなかった。したがって、自治体としても事業の優先順位が上がってこなかったという経緯からの措置であるということだが、人口減少時代を迎え新設や拡張よりも維持管理や縮小が重視される必要があることは明らかであるため、今後も浚渫に限らず維持管理に関する財政措置は重要となつてくると思われる。期間は二〇二〇年度からの五年間で、河川維持管理計画等において緊急的に実施する必要がある個所として位置づけた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫が対象となる。充当率は一〇〇％、元利償還金に対する交付税措置率は七〇％であり、二〇二〇年度は九〇〇億円、五年間で四九〇〇億円の規模を見込んでいる。

て、緊急防災・減災対策事業費と同様の経過措置を設けるといふものである。

(7) 技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

これは近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化していること。さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声が強いため、恒常的に不足している状況であるため、「都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合には、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる」というものである。

時において都道府県が技術職員を増員し、その技術職員を市町村支援業務のために配置しておき、その配置職員数の範囲内で「中長期派遣可能な技術職員数」を総務省に報告しておく。そのうえで、大規模災害に際しては、地方三団体等と総務省で構成する「確保調整本部」を設置、同本部において中長期派遣調整の全体を総括することとして、報告されている派遣可能な技術職員と現行のスキームでの派遣を実施するものである。

これにも、偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数に係る人件費について普通交付税措置等するものである。

(8) その他の歳出項目等

詳細は割愛するが、このほか、ICTインフラ整備の推進、先端的な情報通信技術の導入の推進などに地方財政措置が実施されるほか、地域医療の確保として公立病院に対する地方財政措置の見直しも実施される。

給与関係経費について、退職手当以外の部分で約一兆七六〇〇億円（〇・〇％減）を見込んでいる。定数について、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（二〇二〇年一月二四日）に示された資料によれば、前年度比で義務教育諸学校教職員はプラス四三三人（二〇一九年度はマイナス一〇五一人）、公立高等学校・公立大学校等の教職員はマイナス四四八一人（同、マイナス二九五五人）、一般職員はプラス五〇一四人（同、プラス五四二五人）でそのうち児童福祉司等はプラス五七六人（同、プラス二三二一人）、警察官はプラス一五九人（同、マイナス五〇〇人）、警察事務職員はプラス五〇〇人（同、増減なし）、消防職員はプラス一〇〇〇人（同、プラス一〇〇〇人）の合計でプラス二六二五人（同、プラス一九一人）となっている。

4 むすびに代えて

以上、二〇二〇年度の政府予算、地方財政対策を概観してきた。二〇一九年度に引き続き比較

「いい形」の地方財政対策となっているように見受けられる。だからといって、地方自治体にとって使い勝手のいい自らの工夫で地域のために活用できる財源が充実しているとの印象は持てない。

今回、地方交付税における新たなトップランナー方式の導入等は見込まれていないし、窓口業務を地方独立行政法人が実施可能とした法改正を利用し、設立される地方独立行政法人もない。物理的な窓口を設けるのではなく、AI/RPAといったテクノロジーの活用による効率化を目指す方向にシフトしてきたようにも見受けられる。これらを導入したからといって、すでに、不足している公共サービスの担い手が充足することにはならないという点に留意しておく必要があるであろう。

PPP/PFIの推進は、上下水道や空港等の分野において推進する旨が「新経済・財政再生計画改革工程表二〇一九」にも明示されているし、同工程表においては、国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化も目指されており、住民に対して公共サービスを安定的に供給し続けるために必要な手段を以下に選択するか、引き続き重要な課題であり続けると思われる。

△そのだ しげき・公益財団法人地方自治総合研究所研究員

本稿は二〇二〇年二月二日、札幌で開催した道本部「自治体財政セミナー」の講演をまとめたものです。 文責・編集部

(資料)

市区町村名	譲与額	私有林人工林面積	市区町村名	譲与額	私有林人工林面積	市区町村名	譲与額	私有林人工林面積	市区町村名	譲与額	私有林人工林面積
札幌市	46,899	2,652.64	長万部町	1,988	2,472.34	愛別町	1,729	1,829.74	大空町	3,770	5,792.78
函館市	11,088	4,564.51	江差町	1,377	1,284.39	上川町	1,888	1,134.15	壮瞥町	2,998	3,496.64
小樽市	3,781	2,216.37	上ノ国町	2,913	2,228.37	東川町	3,725	1,702.59	北幌町	1,277	1,670.63
旭川市	14,932	5,308.76	厚沢部町	4,656	3,257.60	美瑛町	6,057	7,209.38	白老町	3,500	2,358.79
室蘭市	1,763	118.41	乙部町	1,286	1,273.30	上富良野町	2,676	3,745.99	厚真町	4,921	5,367.67
釧路市	14,559	9,982.03	奥尻町	608	597.92	中富良野町	1,441	3,745.99	洞爺湖町	685	829.85
帯広市	7,161	1,071.27	今金町	5,320	5,787.58	南富良野町	2,845	2,021.75	安井町	1,828	2,247.68
北見市	16,671	15,566.26	せせら町	3,631	4,000.12	占冠村	1,176	797.31	むかわ町	8,707	7,384.13
夕張市	1,228	688.68	島牧村	320	260.09	和寒町	1,810	2,546.23	平取町	4,469	4,382.62
岩手県	4,925	3,314.01	寿都町	199	190.00	剣淵町	859	1,364.94	白arge町	6,653	6,380.19
網走市	4,406	4,663.49	黒松内町	3,674	4,332.83	下川町	3,990	2,316.91	新冠町	1,254	751.06
留萌市	3,426	2,108.95	蘭越町	6,387	6,677.79	美深町	4,288	2,937.34	新河町	4,442	4,063.83
苫小牧市	7,837	3,521.77	二セコ町	1,241	1,494.68	音威子府村	453	338.40	様似町	2,082	1,701.99
稚内市	4,720	4,289.09	真狩村	773	1,161.94	中川町	2,390	1,506.09	えりも町	1,540	907.73
美幌市	1,660	2,164.19	留寿都村	1,197	1,563.02	讷加内町	908	615.53	新ひだか町	6,820	5,773.78
芦別市	3,322	2,161.52	喜茂別町	2,013	2,572.90	増毛町	2,397	2,634.25	音更町	3,998	3,663.49
江別市	2,548	126.06	京極町	2,784	2,610.37	小平町	4,422	4,600.56	士幌町	1,393	1,768.76
赤平市	1,090	934.83	俱知安町	3,675	1,739.59	苦前町	1,848	1,950.07	上士幌町	3,366	1,979.41
紋別市	14,612	15,236.24	共和町	1,247	1,861.68	羽幌町	2,111	1,896.13	鹿追町	812	1,028.40
士幌市	6,186	5,065.54	岩内町	300	73.48	初山別村	2,398	2,715.59	清水町	4,660	3,377.07
名寄市	5,762	7,303.08	泊村	205	143.56	遠別町	4,673	5,219.58	清水町	1,727	1,977.55
根室市	1,458	421.01	神楽内村	79	41.56	天塩町	2,827	3,511.82	芽室町	2,483	2,326.42
根室市	1,735	1,766.23	積丹町	663	745.44	猿払村	2,602	3,397.73	中札内町	522	479.56
千歳市	2,668	860.66	古平町	492	419.94	浜頓別町	2,153	1,905.08	更別村	863	666.20
滝川市	1,410	188.67	仁木町	962	1,047.92	中頓別町	2,771	2,902.37	大樹町	2,708	3,130.15
砂川市	916	851.43	奈井川町	1,127	1,071.33	枝幸町	12,306	13,501.31	大尾町	3,657	3,697.37
歌志内市	627	760.03	赤井川村	1,099	767.89	豊富町	3,282	4,553.15	幕別町	5,661	4,501.49
深川市	5,306	7,046.08	南幌町	149	0.00	礼文町	82	6.85	池田町	5,133	7,373.18
富良野市	2,889	2,760.92	奈井江町	565	279.33	利尻町	125	99.92	豊頃町	3,657	4,978.90
登別市	1,273	456.54	上砂川町	626	659.79	利尻富士町	238	284.03	本別町	3,040	4,193.19
恵庭市	1,854	110.19	由仁町	374	175.27	幌延町	2,307	2,628.60	足寄町	9,471	6,759.32
伊達市	2,688	2,517.54	長沼町	541	188.45	美幌町	7,745	8,218.18	陸別町	6,300	4,883.67
北広島市	1,607	561.37	栗山町	2,290	2,614.08	斜里町	6,037	4,330.26	幌幌町	12,315	13,365.38
石狩市	2,645	2,093.18	月形町	725	819.03	剣里町	2,229	2,200.49	釧路町	3,309	3,100.59
北斗市	4,314	2,490.72	浦臼町	214	313.47	清里町	720	424.01	厚岸町	3,601	3,951.79
当別町	1,520	1,046.89	新十津川町	3,297	3,792.53	小清水町	1,903	1,199.24	標茶町	1,129	1,658.51
新藤原町	62	0.00	妹背牛町	59	1.77	割子府町	845	1,235.09	浜中町	6,134	8,227.14
松前町	1,312	437.46	秩父別町	118	82.13	置戸町	4,870	3,607.73	男子屈町	3,604	2,919.17
福島町	1,044	1,013.26	雨竜町	611	457.18	佐呂間町	2,273	2,860.97	鶴居村	5,197	5,870.70
知内町	2,753	2,360.80	北竜町	769	1,248.64	遠軽町	11,290	8,771.18	白糠町	5,194	3,851.44
木古内町	4,437	4,119.35	沼田町	849	1,173.15	滝川町	6,989	10,483.04	別海町	2,877	3,200.22
七飯町	2,014	1,601.13	鷹栖町	1,374	1,662.44	滝上町	5,415	3,716.90	中標津町	2,544	1,532.32
鹿部町	1,122	1,314.64	東神楽町	886	1,091.46	西興部村	6,147	6,681.94	標津町	2,519	2,414.17
森町	4,390	3,885.10	当麻町	1,676	1,586.09	雄武町	1,761	1,576.75	羅臼町	161	15.96
八雲町	8,748	7,830.10	比布町	677	1,025.72		5,926	6,027.22			

※ 北海道分の譲与額：153,336

(出所) 共同通信、総務省の各ウェブサイトを等より筆者作成